

2 社会教育の充実

(1) 社会教育推進体制の充実

- 県民の社会活動への参加意欲を日常的な実践へと高め、地域の活性化につなげるために、市町村や社会教育関係団体等と連携し、学習機会の拡大や学習内容の充実に努める。
- 県民の学習や文化活動等が活発化している中、住民の身近な学習活動の拠点である公民館をはじめとする各種社会教育施設において、県民一人一人の学習ニーズに対応できるよう機能の充実に努める。

ア 施策の方向

- 学習機会の拡大や学習内容の充実
- 学習情報の積極的な提供
- 社会教育関係団体等との連携強化
- 社会教育施設（県立図書館、県立美術館）の積極的な活用の促進
- 社会教育施設間のネットワーク化

イ 具体的な事業等

- 社会教育関係団体等への支援
 - ・ 社会教育関連事業に社会教育関係団体等の参画を促すとともに、団体指導者の研修の充実や団体等とのネットワークの構築により、一層の連携・協働を推進する。
 - ・ 宮崎県社会教育委員会議の充実
本県社会教育の振興・充実に資するため、社会教育の現状や課題を把握・検討し、教育委員会への助言等に向けた具体的なとりまとめを行う。
 - ・ 宮崎県社会教育委員連絡協議会研修会への支援
社会教育委員の資質向上を目的とした研修の充実を図り、県及び市町村の社会教育行政に対して積極的に提言していくことで、行政と住民が協働で地域づくりを進めていくことができるよう支援する。
 - ・ 公民館大会・公民館経営セミナーへの支援
市町村の社会教育委員、自治・公立公民館関係者等の社会教育関係者が一堂に会し、各市町村における社会教育に関する課題等について相互に情報を交換するとともに、新しい時代に対応するための研修に対して支援を行い、社会教育の充実・振興を図る。
- 社会教育施設との連携
 - ・ 県民の学習活動や個人と地域の自立支援の推進のために県立図書館、県立美術館とのさらなる連携充実に努める。

(2) 青少年教育活動の充実

- 「地域の子どもは地域で守り育てる」という意識のもと、地域住民や行政の役割分担を明確にし、十分な連携を図りながら、地域で生き生きと活動する青少年を育成する。
- 異年齢集団における様々な体験活動や活力ある地域づくりのボランティア活動情報等を提供したり、各種青少年団体等への支援を促進することにより、地域の教育力の向上を図り、健全な青少年を育成する環境及び体制を構築する。

ア 施策の方向

- 各種活動におけるリーダーやコーディネーターの養成と資質の向上
- 地域づくりのためのボランティア活動等への参加促進
- 各種青少年団体との連携強化
- 青少年自然の家をはじめとする社会教育施設や文化施設等の利用促進
- 地域ぐるみで学校を支援し子どもたちを育む活動の促進
- シニアパワーやコミュニティーパワーの積極的な活用
- 青少年を有害環境から守るための取組の推進

イ 具体的な事業等

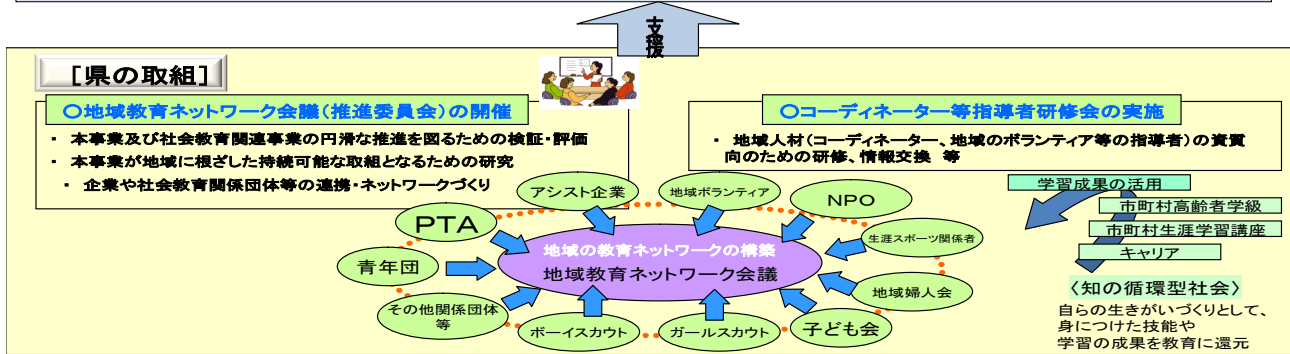
- 地域ぐるみ子ども教育支援活動促進事業
 - ・ 地域住民等の参画による「学校支援地域本部事業」及び「放課後子ども教室」を引き続き行うとともに、各地域の実情に応じ、両方の事業を有機的に組み合わせる取り組みを可能とすることにより、子どもの教育支援活動の充実を図る。
 - ・ 子どもの教育支援活動を効果的に推進するために、学校、家庭、地域や企業、市民団体等が集い、学校と地域の協働による子ども教育支援体制の在り方についての協議を行うとともに、地域人材の育成と事業の普及啓発を図る。
 - (ア) 子ども教育支援活動の推進の在り方を協議する「地域教育ネットワーク会議」の実施
 - (イ) 地域人材（コーディネーター、指導者、ボランティア等）を育成するための研修会



新 地域ぐるみ子ども教育支援活動促進事業 国補助 H23～H25



目的 地域ぐるみで行う子ども教育支援活動(学校支援地域本部及び放課後子ども教室)の取組を推進するとともに、支援活動に当たる地域人材の育成等を行う。



(3) 人権教育・啓発の推進

- 社会教育における人権教育の推進や人権教育指導者の指導力向上を図るため、社会教育関係者を対象に、研究協議会や研修会を実施する。また、人権教育に関する研究大会への参加や市町村への訪問により、市町村に対する助言や情報提供を行う。

ア 施策の方向

- 人権教育の推進、社会的課題に対するための学習機会の提供の推進
- 人権教育を推進するための学習機会の拡充
- 指導者研修の充実と指導者の養成
- 人権感覚の育成を図るための活動支援

イ 具体的な事業等

- 人権教育行政担当者協議会及び指導者研修会
 - ・ 人権教育担当者会及び指導者、社会教育関係団体の指導者が一堂に会し、社会教育における人権教育上の現状と課題を知るとともに、人権教育担当者及び指導者としての資質の向上を図る。
- 人権教育市町村訪問調査
 - ・ 市町村の人権教育推進状況を把握するとともに、事業の改善・充実について情報交換を行うために、市町村訪問・調査を実施する。
- 出前講座の実施
 - ・ 住民の要請により、人権教育に関する出前講座を実施する。